

# 中世ロシア法文献における慣習の反映

— ルースカヤ・プラウダを中心に —

## Custom in medieval Russian laws

— Focused in “Russkaya Pravda” —

文学研究科社会学専攻博士後期課程在学

草 加 千 鶴

Chizuru Kusaka

### はじめに

中世のロシアを知る上で常に付きまとう困難はその資料の少なさである。当時の様子を知るために我々が利用できる資料は、正教会の修道士が書き残したいくつかの年代記、考古学的資料、口承叙事詩、同時代の外国で書かれた文献などかなり限られたものである。筆者が取り上げるルースカヤ・プラウダ (Русская Правда) を含むロシア法文献もまた、当時の様子を知るための重要な情報を与えてくれる資料のひとつである。

前稿、「ルースカヤ・プラウダ簡素本の起源と意義」において、筆者はルースカヤ・プラウダが、東スラヴ人の慣習法を基礎として作成されたものであることを明らかにした。グレーヴィチは著書『中世文化のカテゴリー』の中で、法は「中世人の意識において中心的な一つを占めていたカテゴリーである」<sup>1</sup>と述べているように、中世人にとって法は生活と密接にかかわるものであった。筆者が扱うルースカヤ・プラウダの基礎となったのは、スラヴ人の慣習であると考えられるが、慣習とは集団の中で生まれ、人々が従うことになっている一種の規範である。現存するこの最古のロシア法文献を検討することで行動がいかなる場合において正しいとみなされ、いかなる場合において正しくないとみなされたかの糸口をつかむことができる。

中世のロシアにおいて「プラウダ」という単語は実に多様な意味を含んでいた。スレズネフスキイによると、中世においてプラウダとは「真実」、「真理」、「善いこと」、「正しいこと」などの意味を持つ<sup>2</sup>。前稿に引き続き取り上げる、このロシア最古の成文法に「ルースカヤ・プラウダ」という名が与えられているのは偶然ではなく、これが中世ロシアのある人々にとって「善いこと」であり「正しいこと」であったからではないだろうか。もちろん、この法文献が実務においてどの程度使用されて

<sup>1</sup> グレーヴィチ A. 『中世文化のカテゴリー』 227頁

<sup>2</sup> Срезневский И. И. Материалы для словаря Древнерусского языка., СПб., 1893-1903., С. 1355-1360

いたか、実際にどの程度浸透していたかについて記録する資料は皆無に等しいが、現存する写本が100を超えるという事実は、少なくともここに残っている規範が「善いこと」であり「正しいこと」であるとして実践されようとしていたという間接的な証拠となるだろう。したがってルースカヤ・プラウダの条文を検討することで、当時のルーシにおいて何が「正しい」とみなされ、またその判定はどのような手段で判定されていたかを知る、ひとつの手がかりとすることができる。

## I. 資料の検討—拡大本について

ルースカヤ・プラウダは一人の手によって編纂されたものではなく、数世紀をかけて段階的に編纂された法規範であり、その内容は写本によって著しい差異がみられる。ルースカヤ・プラウダが発見されて以来、2世紀にわたる研究の成果によってその写本はその内容や構成によって2つあるいは3つのグループ（редакция）に分けられる。一般にはこれはそれぞれ簡素本（Краткая Правда）、拡大本（Пространная Правда）、短縮本（Сокращенная Правда）と呼ばれている。

このうち成立年代が最も古いとされているのは簡素本である。簡素本では2写本が重要とされているが、これらはいずれも15世紀の『ノヴゴロド第一年代記・新輯本』の写本にみられる<sup>3</sup>。

拡大本はこれら3つのグループの中では最も多くの写本が残されており、その数は発見されているだけでも100を超える。拡大本の写本のうち現存する最も古い写本は13世紀後半に筆写されたものである。また、拡大本から派生し17世紀に作成された2つの写本を特に短縮本として分ける研究者も見られる。

最初に前稿で取り上げなかった拡大本について触れておきたい。

拡大本は、成立年代の異なる3つの部分から成る。第1条から第52条は便宜上「ヤロスラフの子等の改訂法」と呼ばれ、簡素本の「ヤロスラフの子等のプラウダ」の内容の訂正、解説となる条文を含んでいる。さらに、拡大本には簡素本には無い「ウラジーミル・モノマフの規約」（Устав Владимира Всеволодовича）（第53条から第121条）とその他の法令が含まれる。ウラジーミル・モノマフの規約はモノマフが存命中だった12世紀初頭、特に1113年のキエフにおける暴動の直後に成立したと見られ

---

<sup>3</sup> 簡素本は成立年代の異なる複数の部分から成る。第1条（血の復讐に関する条文）から第18条（他人の槍や盾を破壊することに関する条文）は「最古のプラウダ」（Древнейшая Правда）あるいはその編纂者の名前をとって「ヤロスラフのプラウダ」（Правда Ярослава）と呼ばれている。第19条（オグニシチャニンの殺害に関する条文）から第41条（罰金の分配に関する条文）は「ヤロスラフの子等のプラウダ」と呼ばれ、第42条（人命金徴収人への支払いに関する条文）と第43条（橋梁建設者への支払いに関する条文）はヤロスラフ自身が定めた補足条項とされる。「ヤロスラフのプラウダ」の成立年代に関しては諸説あるが、一般的には11世紀前半にヤロスラフ賢公によって編纂されたと考えられている。一方「ヤロスラフの子等のプラウダ」は、ヤロスラフ賢公の3人の息子とその従士によって11世紀後半に制定されたとされる。簡素本の概要、起源、成立年代について、詳しくは拙稿「ルースカヤ・プラウダ簡素本の起源と意義」『創価大学大学院紀要』第25集、2004年を参照。

ている。全体としての拡大本は1125年までに成立したという見解が一般的である。

現存する拡大本の最古の写本は、13世紀後半のコルムチャヤ・クニーガ（Кормчая Книга）の写本において見出される。現存する拡大本の写本のほとんどが、コルムチャヤ・クニーガやプラヴェドノエ・メリロ（Праведное Мерило）といった教会法文献に含まれる。このため、クリュチェフスキイなど一部の研究者は、ルースカヤ・プラウダにおける教会法の影響を主張する。しかし、全体として拡大本には教会および教会法に関する規定はほとんどみられない。このような状況下で、拡大本が13世紀末にノヴゴロドにおいてコルムチャヤ・クニーガの一部となった可能性が指摘されている<sup>4</sup>。

ノヴゴロドにおいては、他の都市では教会の司法圏に属さないような世俗の事件に関して、大主教が事実上の裁判権を持っていたからであり、このような特殊な条件下、つまり教会の司法圏が本来公や都市の司法圏に属するような事件に及ぶ条件下で、教会法の集成にはじめてロシアの世俗法が含まれる必要性が生じたのである。したがって、拡大本に含まれる慣習に教会の影響が大きく反映しているとは言えない。

キリスト教は988年にウラジーミル聖公によって、ルーシに国教として導入された。各地に教会が建設され、キリスト教文献の大規模な翻訳事業が行われた。また、ウラジーミルは教会法を定め、教会のために財産の10分の1を差し出す規則も定めた。ルーシのキリスト教化は公すなわち国の代表者の一大事業であり、政治的にも重要な役割を果たしていたことは否定できない。しかし、それが慣習にまで影響を与えていたということにはならない。

最近のロシアの研究者であるノヴィツカヤは、このことについて次のように考える。宗教上、ルーシの府主教管区はコンスタンチノーブル総主教に立場上従属していた一方で、ルーシのビザンツ帝への政治的な従属はほとんど考えられなかった<sup>5</sup>。

事実、キリスト教受容後も、ルーシはコンスタンチノーブルへの遠征を行っている（『原初年代記』1043年）<sup>6</sup>。このことから、次のように考えられる。ルーシにおいて、ビザンツから入ってきた教会法は、教会が管轄する部分においてのみ効力を持っていたのであり、世俗法に関する部分—ルースカヤ・プラウダにおいては受け入れられなかった。支配層がそうであったなら、一般の民衆にとってはなおさらである。そのような状況下で、ビザンツからのキリスト教および教会法が、当時の世俗法における慣習に大きな影響を与えたとは考えにくい。

以上のことから、「ルースカヤ・プラウダ」は当時のルーシの慣習を十分に反映していると考えられる。したがって、この文献を検討することによって、ルーシの慣習の断片を理解することが可能であ

---

<sup>4</sup> *Российское законодательство X—XX веков. В девяти томах. (以下、P3と略記) Т.1. Законодательство Древней Руси. М., 1984, С.43*

ルースカヤ・プラウダの条文の区切りについて、便宜上、本稿ではP3で採用されているものを使用する。

<sup>5</sup> *Новицкая Т. Е. Древнерусское государство и право. М., 1998, С.34-35*

<sup>6</sup> *Полное собрание русских летописей. Т.1. Лаврентьевская летопись. (以下、ПСРЛと略記) М., 2001, С.154*

る。

## II. 文献に残る慣習

ルースカヤ・プラウダには慣習の反映が見られる。「最古のプラウダ」はその条文のほとんどを殺人、傷害などの刑事分野の条文、財産権の侵害や遺産の相続などの民事分野の条文に費やしている。民事事件と刑事事件の明確な区別は見られない。また公から奴隷に至るまで幅広い社会階層に言及しており、犯罪に対して金銭による補償を定め、全体として賠償金に関する規定が大部分を成している。また、ルースカヤ・プラウダには手続法も含まれている。

### 1. 復讐

「ルースカヤ・プラウダ」の中で最も成立年代が古いとされている簡素本第1条～第18条（「最古のプラウダ」あるいは「ヤロスラフのプラウダ」）に含まれている条文は、殺人や傷害に関する、いわゆる刑事的内容をもつ条文が大部分を占めている。「ヤロスラフのプラウダ」が成立した経緯からもわかるように、殺人や傷害は最もプリミティブな犯罪であり、まず規定されなければならない問題であった。

殺人や傷害といった肉体的な攻撃が行われた場合、最も原始的な被害回復の形といえばそれは復讐である。復讐は「やられたらやり返す」といった人間の自然発生的な感情に根を発するものである。このため復讐の存在は場所や民族を問わず各地に見られる。復讐は被害者の怒りの感情を表す手段であり、時に相手に受けた以上の攻撃を仕返しとして与えることもある。このため、復讐は復讐を呼び、最初の当事者に限らず、その周囲の者たちに深刻なダメージを与えることも少なくない。

ルーシにおいてもそれは例外ではなかった。近親者による復讐は、特に血の復讐とよばれ、東スラヴ人の間で広く行われた慣習であった。

#### (1) 法文献における復讐規定

法文献では復讐をどのように規定しているのだろうか。

復讐については「ヤロスラフのプラウダ」以前に締結された、10世紀のルーシとビザンツの条約が重要な記述を残している。

『原初年代記』によると、ルーシとビザンツの間には4度にわたって条約が交わされている。これらの条約の具体的な内容は年代記に記されており、「ルースカヤ・プラウダ」以前に公の使節が従っていたいわゆる「ルーシの法」(Закон Русский)を知るために重要である。

907年、911年の条約はオレグ公によって、944年の条約はイゴリ公によって、971年の条約はスヴァトスラフ公によってそれぞれ締結されたが、このうち「ルーシの法」について最も重要な記述がな

されているのは、912年条約と945年条約である。

911年条約は先行する907年条約と一体を成すと考えられており、オレグ公によるコンスタンチノープル攻撃の結果、締結された。この条約は公の代表者であるルーシ人とギリシャ人の関係を調整するものであり、一連の条文は「ルーシの法」とギリシャ人の法を基準として定められている。ルースカヤ・プラウダと条約とを比較してみると、類似の条文がかなり見られ、またその条文には「ルーシの法に従って」という記述が見られる。

944年条約では、血の復讐に関して次のように述べている。

#### 944年条約 第13条

Аще убьеть Хрестьянин Русина или Русин Хрестьянина, да держим будеть створивыйи  
убиство от ближних убьенаго, да убьють и.

Аще ли ускочить створивыйи убои [и] аще будеть имовит, да возьмутъ именье его ближньи  
убьенаго. Аще ли есть неимоват и ускочить же, да ищють его, дондеже обрящется ; аще ли  
обрящется, да убьен будет<sup>7</sup>.

もしもキリスト教徒がルシ人を、あるいはルシ人がキリスト教徒を殺すならば、殺害を行ったものは殺された者の近親者たちによって捕らえられるべきであり、彼らは彼を殺すべきである。もしも殺害を行った者が逃亡して離れ、(かつ) もしも(彼に) 資産があれば、殺された者の近親者たちは彼の資産を取るべきである。もしも資産がなくしかも逃亡したならば、見出されるまで彼を探すべきである。もしも見出されたならば、彼は殺されるべきである<sup>8</sup>。

ルーシとビザンツの条約は、ルーシの法とギリシャ人の法を基礎として作成されたものとされるが、この条文からは復讐が存在し、またそれが近親者に限られていたことがわかる。また、加害者が逃亡した場合、その資産は被害者遺族のものとなり、また加害者が無資産であれば血の復讐を行うべきことが定められている。

一方ヤロスラフのプラウダでは、殺人について次のような規定がある。

<sup>7</sup> *Памятники русского права. Вып. 1, Памятники права Киевского Государства. X-XII вв.*, М., 1952, (以下、PRPと略記) С.33 条約における条文の区切りに関しては、便宜上PRPで採用されているものに従う。

<sup>8</sup> 日本古代ロシア研究会訳『ロシア原初年代記』、名古屋大学出版会、1987年、56頁。本稿で使用する『原初年代記』の和訳は、これを引用したものである。

## 簡素本（ヤロスラフのプラウダ） 第1条

Убить муж(ъ) мужа, то мстить брату брата, или сынови отца, любо отцю сына, или  
аще будеть русин, любо гридин, любо купчина, любо ябетник, любо мечник, аще  
изъгой будеть, любо словенин, то 40 гривен положить за нь<sup>9</sup>.

人が人を殺害した場合、兄弟が兄弟の、子が父の、父が子の、兄弟の子または姉妹の子が復讐をする。復讐者がいない場合、頭（被害者）に対して40グリヴナを支払う。もしルーシ、あるいは従士、あるいは商人、あるいはヤベトニク、あるいはメチニク、もしイズゴイ、あるいはスロヴェネであれば、40グリヴナを置く<sup>10</sup>。

ここでは復讐を行う具体的な近親者が列挙されている。さらに復讐を行う者がいなかった場合の贖罪金の支払い、事件の対象者の列挙がみられる。

944年の条約と比較してみると、ヤロスラフのプラウダでは復讐がまだ有効な制裁手段であり、法的にその権利が認められた近親者の範囲が明らかになっている。これは復讐の制限と捉えることができる。これは被害に対しての対等報復の規定であり、復讐者の制限は復讐の縮小に対する大きな一歩であると考えられる。

また、金銭による賠償への言及も注目すべき点である。行為に対する肉体的な手段での報復から、金銭による物質的な賠償への移行の試みがなされたとみることができる。

ルースカヤ・プラウダでは、はじめ賠償金は血の復讐と共存し、次第に取って替わり、最終的には賠償金のみになっていく。ではどうしてこのような、一見相反する二つの報復手段が共存できたのだろうか。

セルゲーエヴィチはこの疑問について次のように考える<sup>11</sup>。当初、被害者側はおそらく復讐者がいないなどのやむをえない場合にのみ、賠償金をうけた。それが犯罪者に反省と悔悟の気持ちがあれば、復讐を金銭によって替えることができるようになった。復讐しても殺された者は戻ってこないと考えたからである<sup>12</sup>。一方では加害者はおとなしく復讐の手にかかることを望まず、それを迎え撃つといったことも起こった。つまり、復讐者が死の危険に直面することも当然ながらあった。そうなると、

<sup>9</sup> P3., C.47

<sup>10</sup> 第1条で挙げられている身分を表す語については、研究者によって意見が分かれるため、別途検討されなくてはならない。本稿では解釈に立ち入ることはせず、カナ表記をすることに定める。

<sup>11</sup> Сергеевич.В.И. *Лекции и исследования по древней истории русского права*, М., 2004. (1910年版の復刻) С.280

<sup>12</sup> Там же. С.281.セルゲーエヴィチは20世紀初頭の南スラヴ（ダルマチア地方）における復讐と賠償金の例を挙げている。「加害者が自分の身内や知人のところに行き、被害者と和解させてくれるように頼む。彼らは復讐の権利を持つ者のところへ行き、加害者を許してくれるように頼む。これは何度か行われる。最初復讐者は和解を拒むが、彼のところに二度、三度といつも贈物を携えてくる。最終的に被害者が受け入れると、和解の日が示される。復讐者の家にその日12人の女性（それぞれが赤ん坊を抱いている）が来て言う『私たちはあなたが許しの印として受け入れようと願う12人の洗礼を受けた子供たちとお金を持ってきました』と。復讐者は「受け入れる」と答え、外に出て子供の一人に接吻をする。彼の親族もそのようにする。その後、加害者の家で復讐者とその親族のための食卓が設けられる。加害者自身は参加しないが、食事の後、首の上に自分が撃った銃をのせて、膝をついた状態で入ってくる。そして復讐者の足と膝に接吻をして許しを請う。被害者は銃を下ろし、和解の印として加害者に接吻をする。それに続いて復讐者の親族も接吻をして、贈り物を受け取る。このような儀式は、洗礼親を仲介とした友情を結ぶ儀式と何らかの関係を持っている。この儀式は「洗礼親の和解」と呼ばれている。

金銭による賠償を受けることで返り討ちを避けることができるのであれば、その方がよいとする人も当然出てきたことだろう。こうして、近親者による血の復讐は徐々に金銭による賠償に替わっていったのである。

セルゲーエヴィチの考えには説得力がある。血の復讐は人間の自然な感情から発した根強い慣習であったが、社会の制度が発達するにつれ、それに替わるような方法が必要になったのだと考えられる。私人による復讐は新たな復讐を呼び、際限のない復讐の連鎖は国内の秩序の安定を損なうものであり、公にとっても、治安の維持のためにそれを抑制する必要があった。一方住民にとっては、セルゲーエヴィチの言うように、もう戻らない被害者のためにリスクの高い復讐を行うより、被害者が生きていたならば得られたであろう利益（労働力）を補償してもらう方がはるかに合理的だという考え方があったのではないだろうか。加害者側にとっても、金銭で平和を買うことができるならば、これに越したことは無かったとも言える。

被害者自身が生きていた場合、復讐はどのように行われたのだろうか。ヤロスラフのプラウダ第2条では傷害事件について次のように規定されている。

#### ヤロスラフのプラウダ 第2条

Или будеть кровав или синь надъражен, то не искати ему видока человеку тому: аще не будеть на нем знаменна никотораго же, то ли приидеть видок; аще ли не можеть, ту тому конец; оже ли себе не может мьстити, то взяти ему за обиду 3 гривне, а летцю мьзда.<sup>13</sup>

もし血にまみれ、あるいは殴打の跡があれば、事実の証人を要しない。もし痕跡が無ければ目撃者を必要とする。もしできなければ事件は終了する。もし自ら復讐することができなければ、被害に対して3グリヴナを受け、医者への支払いをさせる。

第2条も第1条と基本的な原理は同じである。ここでは被害者が自分で復讐を行うことが定められているが、何らかの事情により復讐ができなかった場合、加害者から金銭を取ることが定められている。ただし、殴打の跡などのはっきりした証拠が無い場合は、「事実の証人」(видок)を要する。証人がいない場合は、事件はそこで終了となる。

続く第3条では器物を用いての傷害罪について、第4条では鞘に入った刀および柄を用いての傷害罪についてそれぞれ規定されている。第5条から第7条にかけては傷害によって体の機能を失った場合について規定されているが、特に第6条は血の復讐について言及している。

---

<sup>13</sup> P3.,C.47

ヤロスラフのプラウダ 第6条<sup>14</sup>

Аще будеть нога цела или начьнеть храмати, тогда чада смирать.

もし脚が完全に残っているが脚を引きずり始めたならば、家族が解決する。

つまり、第7条では殺人以外の傷害事件でも、被害者本人が復讐できない場合は家族によって復讐が行われることを示している。

このように、「ヤロスラフのプラウダ」では、殺人に対する血の復讐の存在と、金銭による賠償への移行がみられる。このことは古い慣習という基礎に、新しい要素があらわれたことを意味している。

その後、復讐は法的にどのような運命をたどったのだろうか。

簡素本の第19条から第41条を成す「ヤロスラフの子等のプラウダ」と、拡大本の第1条から第52条までを成す「改訂版・ヤロスラフの子等のプラウダ」を検討してみよう。これらは「ヤロスラフのプラウダ」の成立後、ヤロスラフの3人の息子が集まったときに制定されたとされているが、ここでは殺人および傷害事件について新しい規定が見られる。例えば簡素本第19条から第22条では公の身分の高い臣下の殺害に対して、2倍の人命金を支払うことが規定されており、第20条では殺人者が逃亡した場合、ヴェルヴィ（共同体）が罰金を支払うことが規定されている。ヤロスラフの子等のプラウダでは復讐についての直接的な言及はみられないが、拡大本第1条<sup>15</sup>から判断する限り、復讐と賠償金が並行して行われていたと考えられる。一方、拡大本第2条の「ヤロスラフの後、彼の子等、イジヤスラフ、スヴァトスラフ、フセヴォロド、およびその従士、コスニャチコ、ペレネグ、ニキフォルが会合し、血の復讐を廃止し、金銭による賠償を決定した<sup>16</sup>」という記述がみられる。

つまり、ヤロスラフの子供たちの時代は、血の復讐から賠償金への移行期間だと捉えることができる。

さらに復讐の受け皿として「改訂版・ヤロスラフの子等のプラウダ」では、「理由なき殺人」についての規定がある<sup>17</sup>。ここでは理由無く人を殺害した場合、妻および子とともに追放し、財産没収を行

---

<sup>14</sup> Там же.

<sup>15</sup> РЗ.,С64. «Аже убиеть муж мужа, то мьстити брату брата, либо отцо, ли сыну,любо братучадо, ли братню сынови; аще ли не будеть кто его мьстя, то положити за голову 80 гривен, аче будеть княжь мужь или тиуна княжа; аще ли будеть русин, или гридь, либо купець, либо тивун бояреск, либо мечник, либо изгой ли словенин, то 40 гривен положити за нь.» (下線は筆者による) 拡大本第1条では、簡素本第1条の規定と簡素本第19条から第23条の規定を確認している。その上で、拡大本第2条において復讐の廃止が定められている。

<sup>16</sup> РЗ.,С64. «По Ярославе же паки совкупшесе сынове его; Изяслав, Святслав,Всеволод и мужи их: Коснячько Перенег, Никифор и отложиша убиение за голову, но кунами ся выкупати»

<sup>17</sup> 改訂版・ヤロスラフの子等のプラウダ第7条に次のような規定がある。《Оже станеть без вины на разбои. Будеть ли стал на разбои без всякоя свады, то за разбои без всякоя свады, то за разбойника люди не платять, но выдалять и всего с женью и с детьми на поток и на разгравление.》「理由なしに殺害を行おう

うことが定められている。生まれ育った集団からの追放は、権利の剥奪を意味し、共同体の援助も得られない。加害者にとっては非常に重い罰であった。共同体にとっても、理由無く殺人を犯すような人を置いておくことは脅威だった。追放は復讐心の受け皿にもなり、治安の維持にも役立った。

もう一つ注目すべき点は連帯責任の発生である。簡素本第20条にはヴェルヴィによる連帯責任への言及がみられる<sup>18</sup>。公の役人が殺害され、その死体がヴェルヴィの中で発見された場合、ヴェルヴィが実行犯を捜索、発見しなければ、連帯責任とし、ヴェルヴィが賠償金の支払いをせねばならない。

このことから公すなわち支配側と、住民側との対立構造が見られる。連帯責任の発生は、公に対する反乱の予防手段のひとつだと考えられ、また、血縁的な集団から、地縁的な集団への移行を促したとも取れる。

以上のことから、復讐から賠償金への法的な移行は次のようなプロセスで行われたと考えられる。

まず、復讐はルーシにおいて普及していた被害回復の方法であった。復讐の権利は近親者に限られ、その後金銭による賠償と共存していたが、次第に賠償金に替えられるようになる。ヤロスラフの子等の時代には、法的には復讐が廃止され、完全に金銭による賠償に替えられた。復讐という慣習は公によって大きく制限されたのである。

## (2) 年代記における復讐

年代記もしばしば復讐に言及している。法文献とは異なり、年代記からはキリスト教の修道士である年代記者、登場人物の復讐に対する捉えかたを見ることができる。

年代記にみられるエピソードからは、殺人が行われたとき、被害者にかわって近親者が復讐を行う例がいくつも見られる。946年のオリガの復讐、975年のスヴェネリドの復讐などが記録に残っている。

『原初年代記』6523年(1015年)には、「呪われた」という異名を持つスヴァトポルク<sup>19</sup>が血のつながらぬ兄弟たちに次々と刺客を送ったことが記録されている<sup>20</sup>。ヤロスラフがその知らせを聞き、スヴァトポルクに出兵しようとするとき、神に対して次のように言う。

「兄弟を殺し始めたのは私ではなくて彼です。神が私の兄弟の血の復讐者となられますように。なぜならば彼は正しいボリスとグレーブの血を罪も無いのに流したからです。彼は果たして私に対してもこの

---

とする場合。争いなく殺害を行おうとするならば、人々は加害者のために支払わず、彼を妻および子供と共に追放し財産を没収する」。

<sup>18</sup> РЗ.,С.48.《А иже убьють огнищанина в разбой, или убища не ищуть, то вирное платити в ней же вири голова начнегь лежати》

<sup>19</sup> 年代記によると、ウラジーミルは兄の妻であるギリシャ人の修道尼を娶ったが、彼女は身ごもっており、彼女から生まれたのがスヴァトポルクだった。つまりヤロスラフとは異父兄弟にあたる。

<sup>20</sup> このとき、スヴァトポルクによってボリスとグレーブの兄弟が殺された。年代記ではキリスト教という信仰に従って、無抵抗のうちにその生涯を閉じた兄弟に対し、惜しめない賞賛を送る。兄弟はロシア教会によって列聖され、ロシアにおけるキリスト教の浸透に大きな役割を果たした。

ようにするでしょうか。けれど主よ、罪人の悪業が終るように正義によって私を裁いてください」<sup>21</sup>

ここでは先に手を出した者に対する復讐は正当であるとみなされ、その復讐は近親者（この場合は兄）によって行われるべきである、という考え方がここからうかがえる。

また『原初年代記』には、民衆によって復讐が行われたという記述も見られる。6579（1071）年の項である。

飢饉があったときに、ヤロスラヴリに2人の妖術師が現れて、女たちを斬り殺し、その体から食物を取り出した。巡回徴貢に訪れたヴィシヤタの子ヤンが、「反キリストの」妖術師を捕えて、民衆に言った。

「血縁の誰かがこの者たちに殺されたような者がお前たちのうちにいないか」と言った。彼らは「私は母が、他の者は姉（妹）が、また別の者は縁者が」と言った。彼は彼らに「自分たちの縁者の仇を討て」と言った。（人々は）彼らを捕えて殺し、これを樅の木につるした。（この者たちは）神から正しく報いを受けたのである<sup>22</sup>。

上に挙げた2つの例は復讐の例であるとともに、キリスト教との関係で捉えてみても興味深い。まず先に挙げた公の間での復讐に注目すると、ここではヤロスラフが正しい兄弟の血を流したスヴャトポルクに対して、「神が復讐者となること」を祈っている。また後に挙げた民衆による復讐の例でも、「（この者たちは）神から正しく報いを受けたのである」という年代記作者の評価が添えられている。

ヤロスラフは世俗法であるルースカヤ・ブラウダの編纂以外にも、教会法を定め各地に教会を建設するなど、ルーシのキリスト教化を進めたことでも知られる人物である。また、年代記作者はキリスト教の修道士である。年代記はこれらの例以外にも、年代記作者やその登場人物が復讐をどのように捉えていたかについて伝えている。

例えば、1097年にはヤロスラフの孫たちについての記述がある。

「ダヴィドが真実を語ったのであれば、ヴァシリコが罰を受けるでしょう。ダヴィドが偽りを語ったのであれば、彼は神から復讐を受け、神の前で申し開きをするでしょう」<sup>23</sup>

「そこでヴァシリコは皆を切り殺すように命じ、罪の無い人々に対して復讐し、罪の無い人々の血

<sup>21</sup> ПСРЛ, C.142. 前掲、『ロシア原初年代記』、160頁

<sup>22</sup> ПСРЛ, C.178. 前掲、『ロシア原初年代記』、203頁

<sup>23</sup> ПСРЛ, C.259. 前掲、『ロシア原初年代記』 281頁

を流した」<sup>24</sup>

「翌日の明け方にヴァシリコの子らはヴァシリーとラザリを吊し、矢で射て町から去った。こうして彼は二度目の復讐をしたが、これをしたのはよいことではなかった。神が復讐者となられるようにし、自分の復讐を神に任せるべきだったからである。預言者は「私は敵に仇を返し、私を憎むものに報復するであろう」と言っている。(神は)自分の息子たちの血に復讐し、(今後も)復讐されるであろう。そして敵や自分を憎むものに復讐されるであろう。これらの者が町から去ると、(人々は)彼らを降ろして埋葬した」<sup>25</sup>

これらの記述に見られるのは、いずれも「罪の無い者に対して行った復讐は正しいことではない」という考え方である。年代記では一貫して復讐は神に任せるべきであるという立場を取っている。

さらに、ルースカヤ・ブラウダ拡大本に含まれる法令を定めたウラジーミル・モノマフが、復讐に対してどのようなイメージを持っていたかを伝える記述が、『モノマフの教訓』の中に見られる。

「罪人は武器を引き抜き、困っている者や貧しい者を射るために自分の弓を引きしぼり、心の正しい者を射た。彼らの武器は彼ら自身の心臓にささり、彼らの弓は壊れた(中略)信仰の厚い人よ、敬虔な行為者となることを学びなさい。…奪われても復讐することなく、憎まれても、迫害されても耐えなさい。悪しざまに言われても祈り、罪を滅ぼしなさい。辱められるものを救い出し、みなし兇に(正しい)裁きを与えなさい。寡婦の味方になりなさい(中略)

正しい者も悪い者も殺さず、また人を殺すことを命じてもならない。言葉を口にするときには、よいにつけ悪いにつけ、神にかけて誓ったり、十字架を切ってはならない。どのような必要もないからである。(中略)『自分の残りの罪を悔い改め、生活を正し、このように神を称えることができますように』と言いなさい。そうすれば座って従士団と相談したり、人を裁いたり、狩に行ったり、馬に乗ったり、眠ったりすることができる<sup>26</sup>。」

モノマフ自身の言葉からも見られるように、彼の生きた12世紀前半には、復讐は「美德」ではなく、「悪」であるという考え方がすでにあった。年代記の記述から見る限り、ヤロスラフにとって復讐は「正当な行為であれば、神の助力を得られる」ものであったのに対し、モノマフはキリスト教の立場から、人の手での復讐を否定するのである。

<sup>24</sup> ИСРЛ. С.267.前掲、『ロシア原初年代記』288頁

<sup>25</sup> ИСРЛ.С.268.前掲、『ロシア原初年代記』289頁

<sup>26</sup> ИСРЛ.С.240-252. 前掲、『ロシア原初年代記』259-272頁

## 2. 神判

本来自救行為であるはずの復讐に対して神の関与を求めることは、宗教と生活が一体となっていた中世において、不思議なことではなかった。このような神の介入を求める行為として、先に挙げたもののほかに「神判」、「宣誓」が挙げられる。

拡大本には「鉄」と「水」という、新しい裁判手続が見られる。血の復讐が人間の手による制裁であり、当事者が主体となって行われるのに対し、これらの裁判手続には超自然的な力の方が大きく関与する点で非常に興味深い。この裁判手続は先行するギリシャとの条約や、「ルースカヤ・プラウダ」簡素本には見られずその起源は不明であるが、同様の考えを持つ裁判手続はルーシに限らず世界中に見られる。

拡大本では、自由人に対して「鉄」による手続が行われるのは、殺人事件と高額物品の盗難事件においてである。

殺人事件が発生した場合、犯人が明らかであれば、簡素本では復讐あるいは賠償金の支払いによって解決される。一方、拡大本では復讐が廃止されているために賠償金の支払いによってのみこれを解決する。ではこれが容疑でしかない場合、つまり決定的な証拠が無い場合はどうするのだろうか。この場合、拡大本では無罪を証明する7名の証人（*послух*）を必要とする。

### 拡大本 第18条

О поклепней вире.

Аще будеть на кого поклепная вира, то (о)же будеть послухов 7, то ти выведуть виру; паки ли варягъ или кто ин то два<sup>27</sup>.

### 嫌疑の殺人の賠償金について

もし嫌疑の賠償金が課せられるならば、7名の証人を伴うべきである。そうすれば賠償金は免れる。ヴァリヤグあるいはコルビヤグであれば2名とする。

ここでいう証人は、事実を証明する“*видок*”とは異なり、容疑者の人格を証明する人のことを指す。また、容疑者がヴァリヤグあるいはコルビヤグの場合、証人は2名でよいとされる。ヴァリヤグとコルビヤグは住民と対置されていることから、外から来た、よその集団から来た者を指す。これらの者たちにとって、証人を見つけることは住民以上に困難を要するとみなされるため、人数を減らして公平さを保っていると思われる。では人格を証明してくれる人が規定人数に満たない場合はどうするか。このような場合に初めて「鉄」が用いられる。また、高額物品の盗難の容疑者には、その物品

---

<sup>27</sup> P3.,C.65

の価値によって、重い順から「鉄」、「水」、「宣誓」の3種類の手続が課せられる。

#### 拡大本 第21条

Искавшие ли послуха, (и) не налезуть, а истыц(ь) начнетъ головою клепати, то им правду железо<sup>28</sup>.

もし被告が証人を探し、これを見つげられず、原告が罰したいと欲するならば被告に鉄のプラウダを与えるべきである

#### 拡大本 第22条

Тако же и во всех тяжах, в татбе и в поклепе; оже не будетъ лица, то тогда дати ему железо из неволи до полугривны золота; аже ли м(е)не то на воду, оли то до дву гривен; аже мене, то роте ему ити по свое куны.

窃盗と嫌疑に基づく告訴を含むすべての訴訟においても同じ。もし盗まれた客体がなければ、半グリヴナ金を超える場合において、強制的に彼に（原告に）鉄を与えねばならない。もし二グリヴナ銀以上であれば水。もし二グリヴナ銀より少なければ、その金銭に対し宣誓。

以上のことから、改訂版・ヤロスラフの子等のプラウダにおいては、次のようなプロセスで判決が下される。殺人が行われた場合、具体的な理由があれば、賠償金の支払いによって解決される。一方具体的な理由がなければ、前章で述べたように、加害者は追放と財産没収によって罰せられる。殺人容疑の場合、7名の人格の証人を求める（ヴァリャグ、コルビャグは2名）。証人を見つげられれば免訴となり、見つげられなければ鉄の神判に委ねられる。窃盗容疑の場合は、客体の価値に応じて3段階の神判が課せられる。

では、具体的に神判とはどのような方法で行われたのだろうか。「鉄」について「ルースカヤ・プラウダ」においては、具体的な手順については語られていない。ただ第87条の「焼かれぬ時は支払いを要しない」<sup>29</sup>という表現から、「鉄」とは熱した鉄を体に押し当てて、その跡によって有罪か無罪かを判断する方法であると推測される<sup>30</sup>。

<sup>28</sup> Там же.С.65

<sup>29</sup> РЗ.,С.70.《Аже имет на железо по свободных людий речи, любо ли запа на нь будетъ, любо прохождение нощное, или кимь любо образом аже не ожьжется, то про муки не платити ему, но оди но железное, кто будетъ ял.》

<sup>30</sup> 「鉄」による裁判手続は、1229年にスモレンスクのムスチスラフ公とリガとゴトランドとの条約など、プラウ

「水」についても、具体的な方法、手順については記載されていない。この方法も、プラウダ以外の資料に知られており、ルーシにおいてある程度普及していたものと考えられる<sup>31</sup>。プロツェンコは他の資料からの類推から、その手順を次のように説明している。水を飲まないように特別な方法で縛られた上、水に放り込まれる。沈んだ者は無罪、浮いた者は有罪とみなされる。

「水」はルーシ人にとって聖なる存在であり、それに受けられない者は罪ある者とみなされたといわれる（例えば、10世紀のウラジーミルの教会法や12世紀のプロツェヴォロドの教会法では、民衆が水に祈りを捧げることを禁止している）。

「鉄」および「水」による手続は、はっきりした証拠が無い場合、また被告の人格を保証する証人がいない場合の最後の手段として行われた。つまり、被告が限りなく有罪に近いと目される場合に、その真実を判定する最終手段として、その判断を超自然的な判断に委ねるというものである。万一、無実であるにもかかわらず、訴えられた者があれば、必ずや超自然的な力によって救済されるという考え方があったと考えられていたのである。ただ、これはあくまでも最終的な手段として用いられた。熱した鉄を持ってやけどをしないような人間というのはまず考えられないし、盗みを犯した者が、支払いの拒否と引き換えに、縛られた上で水に投げ込まれる（つまり溺死を選ぶ）ことはまず考えられない。これらの手続の回避には人格の証人を連れてくることが求められることから、住民感情が多分にかかわってくると考えられる。

さらに興味深いのは「鉄」による裁判手続は13世紀から16世紀にかけて「ポーレ」（поле）とよばれる裁判決闘に形を変える。ポーレとは原告と被告が決闘を行い、勝利した者が正しいとみなされる裁判手続のひとつである。拡大本の13世紀までの写本にはポーレに対する言及はないが、14世紀末以降の写本において「鉄」が「ポーレ」に置き換えられるようになる。ポーレはプラウダ以外の法文献にも見られる裁判手続である。ただし、ポーレは復讐と同じく当事者の力が多分に関わってくる事から、この手続に関しては別途検討を要する。

### 3. 宣誓

法文献における宣誓の起源は古く、すでにルーシとビザンツの条約において言及が見られる。宣誓は条約の締結の際に行われるものと、裁判の際に行われるものがあり、後者はさらに雪冤宣誓（宣誓によって無罪とすること）と補足的な宣誓とに分かれる。

宣誓の手順についてはビザンツとの条約に詳しく見られる。これらの条約では、洗礼を受けている

---

ダ以外のルーシのほかの法文献においてもみられる。

<sup>31</sup> 例えば、13世紀後半に活躍したウラジーミルのセラピオン府主教の説教の中にそのような記述がみられる。記録では民衆が魔女の疑いがある者を水に投げ込み、浮かべば魔女、沈めば無罪であるとした。セラピオンはこのような方法を迷信であると非難している。また、ノヴゴロドでは罪人を橋の上から投げ落とすという慣習が行われており、「水」の神判と何らかの関係があるかもしれない。

者は十字架に接吻を、洗礼を受けていない者はペルンとヴォロスと自分の武器にかけて、宣誓を行うことが定められている。もしそれが破られたなら、洗礼を受けている者は、全能者たる神から復讐を受け、未来永劫に破滅の裁きを受けるべきであり、洗礼を受けていない者は神からも土着信仰の神であるペルンからも助けられることなく、また自らの盾によって守られることなく、自らの剣によって、矢によって、また自らの武器によって傷つけられるべきであり、未来永劫に奴隷たるべきだという<sup>32</sup>。

ここで重要なのは、宣誓とは、己の信仰にかけて誓うことであって、それを破った者は神から呪われ罰が下ると信じられていたことである。ここでいう宣誓の根拠は信仰である。ルーシにおいて神（キリスト教の、あるいは土着信仰の）は大きな力を持ち、しばしば人間界に直接関与すると信じられていた。このため、中世において「宣誓」は十分な証拠の一つであったとされている。

「宣誓」はルースカヤ・ブラウダでは、簡素本第10条、拡大本第22条、拡大本第31条に見られる。簡素本第10条および拡大本第31条に言及されているのは雪冤宣誓である。これは特に外国人であるヴァリャグとコルビャグに課せられたものである。拡大本第22条は原告が行う補足的宣誓であるが、いずれにしても「宣誓」は裁判において犯罪の証明手段として用いられていたことがうかがえる。

このように、「鉄」、「水」、「宣誓」は血の復讐のように、人間自身の力による手段とは異なり、超自然的な力の介入を積極的に求める裁判方法であった。「鉄」や「水」はモスクワ・ルーシにおいては法文献に現れることはなくなったが、宣誓は十字架接吻へと形を変えて存続することとなった。

## おわりに

以上見てきたように、ルーシにおける慣習、とくに殺人や傷害と言った刑事的な犯罪の解決手段のうち最も古いものは復讐だった。正当な理由がある復讐は、年代記等の記録を見る限り、少なくとも誤りであるとは解されなかった。ルースカヤ・ブラウダでは復讐が金銭による賠償に替えられ、最終的には廃止に至る。復讐の廃止は、社会の秩序を維持するために必要であったため、公はそれを積極的に推し進めた。

復讐の廃止後、金銭による賠償に替えられた。理由なき殺人の場合、人々は容赦なく犯人の財産を没収し、妻と子とともに追放した。何らかの事情によるものであっても、高額の賠償が求められ、これは加害者にとってかなりの負担となるものだった。

---

<sup>32</sup> Павлов-Сильванский Н. П. *Символизм в древнем русском праве. // Феодализм в древней руси.* М., 1988, С.499-500. 武器に対する宣誓はキリスト教受容後も民衆の間では長く続いていた。ロシア人の農民の間では一つの事柄を検討する際、そのうちの一人が福音書によって宣誓をするか、武器によって宣誓をするかを提案した事例があるという。武器による宣誓はロシアだけでなくほかのスラヴ人のもとでも存在した。ブルガリア人のもとでは現在まで宣誓は斧への接吻によって行われるという。

正当な理由がない場合、根拠が薄い場合には、人々は誤った判断を下すことを恐れた。冤罪を避けるため、「証人」という手段が用いられ、さらに最終的な判断としては「鉄」や「水」という超自然的な力の介入を求める方法を利用した。

慣習を基礎としたルースカヤ・ブラウダは、時代の流れとともに、他の集団との交流の増加、公の権力の伸長、キリスト教の影響など、さまざまな要素を吸収し、変化し、発達していく。

しかし、慣習は人間の本来持つ感情や信仰から発したものであり、容易に消滅するものではなかった。あるものは復讐から人命金への移行のように他の合理的な制度に形を替え、あるものは異教の神への宣誓から十字架接吻のように吸収され、全く形を替えてしまったものもある。しかしながら時代の流れにつれ見えなくなってしまった慣習は、廃れてしまったものばかりではなく、何かのきっかけで突然歴史の表面に現れる。今回は触れることができなかったが、異端や魔女への民衆の態度にも、慣習が基礎となっているものが見受けられる。これらの点については、また機会を改めて検討していきたい。

#### [主要参考文献]

*Памятники русского права. Вып. 1., Памятники права Киевского-го Государства. X—XII вв., М., 1952.*

*Полное собрание русских летописей. Т.1., Лаврентьевская летопись. М., 2001.*

*Российское законодательство X—XX веков. В девяти томах. Т.1., Законодательство Древней Руси. М., 1984.*

Зимин А. А. *Правда Русская.* М., 1999.

Ключевский В. О. *Сочинения.* т.1, М., 1953.

Мрочек-Дроздовский П. *Материалы для словаря правовыхъ и бытовыхъ древностей по Русской Правде.* М., 1917.

Новицкая Т. Е. *Древнерусское государство и право.* М., 1998.

Павлов -Сильванский Н. П. *Символизм в древнем русском праве.//Феодализм в древней руси.* М., 1988.

Пресняков А. Е. *Княжое право в Древней Руси. М., 1993. (Лекции по Русской истории, Т.1., Киевская Русь, М.,1938. の復刻)*

Проценко Ю. Л. *Древнерусское государство и право. Лекция.* Волгоград, 2000.

Свердлов, М. Б. *От Закона Русского к Русской Правде.* М., 1988.

Свердлов, М. Б. *Русская Правда. Пособие по спецкурсу.* СПб., 1992.

Сергеевич. В. И. *Лекции и исследования по древней истории русского права.* М., 2004. (1910年版の復刻)

Срезневский И. И. *Материалы для словаря древнерусского языка*. СПб., 1893-1903.

Тихомиров М. Н. *Исследование о Русской Правде. Происхождение текстов*. М.-Л., 1941.

Тихомиров М. Н. *Пособие для изучения Русской Правды*. М., 1953.

Хачатуров Р.Л. *Русская Правда*. Тольятти, 2002.

Юшков С. В. *Русская Правда*. М., 2002. (1950年版の復刻)

日本古代ロシア研究会訳『ロシア原初年代記』、名古屋大学出版会、1987年

グレーヴィチ А. 川端香男里、栗原成郎訳『中世文化のカテゴリー』、岩波書店、1992年